

Why Chiang Kai-shek Did Not Advocate the “Restoration of Ryukyu” during the Cairo Conference

Chenghao Ma

Keywords: Cairo Conference, Ryukyu, Chiang Kai-shek, National Government

Abstract

This paper focuses on the actions of the Chinese Nationalist government led by Chiang Kai-shek toward the Ryukyu Islands, especially at the Cairo Conference of 1943 during World War II, to clarify why Chiang Kai-shek did not insist on the restoration of the Ryukyus to China.

In Section 1, “Chiang Kai-shek’s Understanding of the Ryukyus,” I discuss Chiang Kai-shek and T.V. Soong’s speeches and statements on the Ryukyus, through which I show that Chiang’s awareness of the position of the Ryukyus continuously changed until the Cairo Conference.

In Section 2, “Debate over the Ryukyus within the Nationalist Government and Consideration of the U.S. and Britain,” I clarify the four main theories on the ownership of the Ryukyus by the Nationalist government. In addition, due to the influence of the United States and Britain, it was important for the Nationalist government led by Chiang Kai-shek to adhere to the principle of non-expansion of territory and avoid misunderstandings from other countries.

In Section 3, “Chiang Kai-shek’s Diary and the Cairo Conference,” I present Chiang Kai-shek’s judgment of the Ryukyu situation based on the entries in his diary. During Chiang and Roosevelt’s conversation about the possession of the Ryukyus, Chiang replied that the Ryukyus should be jointly administered by the United States and China. After the Cairo Conference, Chiang explained why he did not advocate for the recovery of the Ryukyus from his own standpoint.

Finally, I summarize Chiang Kai-shek’s view of the Ryukyu question.

カイロ会議において蒋介石が「琉球の回復」を主張しなかった理由の検討

馬 程 浩

はじめに

本稿では、中華民国時期の蒋介石を中心とする国民政府¹⁾が琉球に対してどのような主張を行っていたかを明らかにしたい。特に第二次世界大戦中の一九四三年に開催されたカイロ会議に着目し、蒋介石がカイロ会議で「琉球の回復」²⁾を主張しなかった理由を明らかにするものである。米国のルーズベルト大統領、英国のチャーチル首相、中国の蒋介石主席は一九四三年十一月二十三日から二十六日にかけて、エジプトカイロで首脳会議を開いて対日方針を協議し、日本の無条件降伏と、満州・台湾・澎湖諸島の中国への返還、朝鮮の自由と独立などに言及した宣言を出した。このカイロ宣言はその後連合国の基本方針となり、一九四五年のポツダム宣言に継承された。そして、戦後日本の領土の基本的枠組みを規定した³⁾。蔣

1) 中華民国時期、いくつもの政府が乱立した。一九一二年一月一日～一九一二年四月三日南京臨時政府；一九一二年四月～一九二八年五月北京国民政府（軍閥時期）一九二五年七月一日、軍閥を討伐するために、広州に国民政府を樹立し、一九二六年十二月武漢に移した。（広州国民政府、武漢国民政府と呼ばれる）一九二七年四月、蒋介石は南京に国民政府を成立し、南京国民政府と呼ばれる。同年七月十五日武漢国民政府の汪精衛は武漢国民政府と南京国民政府合併、南京国民政府が全国を統治した。中国第二歴史檔案館を参照。本稿で用いた国民政府は蒋介石を中心とする南京国民政府を指す。

2) 「回復」という言葉は蒋介石の講演「日本之声明和吾人救国要道」において用いた「朝鮮、台湾、琉球……這些地方都是我們旧有領土、一尺一寸都要由我們手裏取回」（朝鮮、台湾、琉球……これら私達の固有の領土を回復すべきだ）、「取回」から翻訳したものである。

介石は早くから「琉球の回復」を主張していたが、カイロ会議では主張せず、宣言も琉球に言及しなかった。本稿はその転換の理由や背景を考察したい。

日本は「琉球処分」⁴⁾で一八七九年に琉球を沖縄県として日本の管轄下に置いたが、清国は日本の「琉球処分」を認めなかった。その後、清に代わって一九一二年に建国された中華民国も「琉球処分」を認めない立場をさらに明確に示した。蒋介石は一九二八年に国民政府主席⁵⁾に就任すると、講演や会議における発言などで琉球帰属問題に言及して、日本から琉球を取り戻すべきという立場を明確に表明していた。また、ほかの政府要人も公の場で琉球についての見解を公式に示し、国際問題討論会で何度も検討した。しかし、カイロ会議の記録からは、蒋介石が琉球帰属問題に言及した事実は確認できない。

従来の研究では、蒋介石と領土問題を検討する際、主に対日戦略と領土争議、或いは国民政府の外交策略の枠において考察している。特に近年、蒋介石の日記や国民政府に関する史料の公開が進み、それらを活用する研究も多くなった。例えば、対日戦略に関しては、段瑞聡『蒋介石の戦時外交と戦後構想 1941—1971 年』⁶⁾、麻田雅文『蒋介石の書簡外交 —— 日中

3) 「カイロ宣言 一九四三年十一月二十七日 (日本国ニ関スル英、米、華三国宣言)」「ローズヴェルト」大統領、蒋介石大元帥及「チャーチル」総理大臣ハ各自ノ軍事及外交顧問ト共ニ北「アフリカ」ニ於テ会議ヲ終了シ左ノ一般的声明發セラレタリ 各軍事使節ハ日本国ニ対スル将来ノ軍事行動ヲ協定セリ……右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以降ニ於テ日本国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト並ニ滿州、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国ヨリ盗取シタル、一切ノ地域ヲ中華民國ニ返還スルコトニ在リ 日本国ハ暴力及貪欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルベシ……」鹿島平和研究所編『日本外交主要文書年表 (1) 1941—1960』(原書房、一九八三年) 五十五、五十六頁

4) 植田捷雄「琉球の帰属を繞る日清交渉」(『沖縄の地位』、南方連絡事務局、一九五五年) 二三—四〇頁。「琉球処分」などについては、後田多敦『琉球救国運動—抗日の思想と行動』(出版舎 Mugen、二〇一〇年)を参照

5) 蒋介石、字中正。一九二八年十月—一九三一年十二月、一九四三年十月—一九四八年五月国民政府主席、一九三二年—一九四六年軍事委員会委員長、一九四八年四月十九日国民政府總統に当選、一九三八—一九七五年国民党総裁も務めた。

6) 段瑞聡『蒋介石の戦時外交と戦後構想 1941—1971 年』(慶応義塾大学出版社、二〇二一年)

戦争、もう一つの戦場——』⁷⁾ 鹿錫俊『蒋介石の「国際的解決」戦略：1937—1941「蒋介石日記」から見る日中戦争の深層——』⁸⁾ 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』⁹⁾ 山田辰雄『蒋介石研究 政治・戦争・日本』¹⁰⁾ 等がある。また国民政府の外交の視点からの研究では、殷昭魯「米日奄美群島返還及台湾当局の因应对策研究」¹¹⁾ 尤淑君「戦後台湾当局対琉球帰属的外交策略」¹²⁾ 等がある。彼らは領土争議について国民政府の様々な外交政策、また政策の決定の過程を重点的に解明した。また、蒋介石の日記については、中村元哉の日記を中心に「史料調査報告—『蒋介石日記』について」¹³⁾、二〇〇八年、二〇一〇年に刊行の楊天石の『找尋真実蒋介石 蒋介石日記解読』¹⁴⁾ 及び『找尋真実蒋介石 蒋介石日記解読2』と黄仁宇の『蒋介石 マクロヒストリー—史観から読む蒋介石日記』¹⁵⁾ 等がある。これらも日記を利用し、日記の内容を分析する研究である。それ以外、国際法の視点からの先行研究では、刘丹『琉球地位—歴史与国際法』¹⁶⁾ と丘宏達『中国領土に関する国際法領土問題の論集』¹⁷⁾ は国際法の視点から琉球の位置づけを解析した。

しかし、これら従来の研究でカイロ会議における琉球問題に言及したも

7) 麻田雅文『蒋介石の書簡外交 ——日中戦争、もう一つの戦場——』(人文書院、二〇二一年)

8) 鹿錫俊『蒋介石の「国際的解決」戦略：1937—1941「蒋介石日記」から見る日中戦争の深層——』(東方書店、二〇一六年)

9) 家近亮子『蒋介石の外交戦略と日中戦争』(岩波書店、二〇一二年)

10) 山田辰雄『蒋介石研究 政治・戦争・日本』(二〇一三年、東方書店)

11) 殷昭魯「米日奄美群島返還及台湾当局の因应对策研究」(『中国边疆史地研究』中国边疆史地研究、二〇一五年四月)

12) 尤淑君「戦後台湾当局対琉球帰属的外交策略」(『江海学刊』江蘇人民出版社、二〇一三年四月) 成田千尋「一九四〇—一六〇年代における中華民国の対琉球政策」(『二十世紀研究』二〇二三年三月) 等

13) 中村元哉「史料調査報告—『蒋介石日記』について」(南山大学アジア・太平洋研究センター報第5号、南山大学、二〇一〇年六月)

14) 楊天石『找尋真実蒋介石 蒋介石日記解読』(三聯書店香港有限公司、二〇〇八年)

15) 黄仁宇『蒋介石 マクロヒストリー—史観から読む蒋介石日記』(東方書店、一九九七年) 笹米地真理「中国側からみる沖縄帰属問題 尖閣諸島問題を考える一視座」(『地方政治研究 地域政治研究』、二〇一五年三月) 等

16) 刘丹『琉球地位—歴史与国際法』(海洋出版社、二〇一九年)

17) 丘宏達『關於中国領土の国際法領土問題論集 (修訂本)』(台湾商務印書館、二〇〇四年)

のは少ない。その中で、カイロ会議前後の期間に着目し、蒋介石が率いる国民政府と琉球問題に関連するものとして、林泉忠¹⁸⁾、汪暉¹⁹⁾らの研究がある。林泉忠は、「カイロ会議における琉球問題：『琉球条款』から『米中共管』の政策の過程」²⁰⁾で、カイロ会議まで国民政府内で戦後琉球の処置に対しての意見は統一されていなかったとして、「琉球条項」の比較と制定過程を詳しく整理した。また、蒋介石が琉球の米中共同管理を提議した背景も述べた。しかし、論文の重点は条項の制定で、カイロ会議における蔣の琉球についての主張に対する米、英国の影響についての踏み込んだ考察はなされていない。本稿では、林の成果を踏まえながら、カイロ会議における蔣の琉球に対する主張が、米、英国との関係からどのような影響を受けたかを具体的に検討し説明する。

汪暉の「朝鮮、暹羅、安南、琉球等の王国と中国を中心とする朝貢体制は密接な関係がある。蒋介石はこの関係を主権関係としてではなく、独立と自由のために戦う道徳的義務として捉える。中国の歴史が示す世界像と中国民族革命が示す価値観を組み合わせて、新しい世界秩序に適応しようと考えていたのである」²¹⁾という観点を示した。また、琉球等の相関問題について、カイロ会議前後における中国、米国及英国の立場や世界観を考

18) 東アジア秩序に関する研究の第一人者。著作には新垣誠ら共著『沖縄 平和への道標』（芦書房、二〇二〇年）、『21世紀視野下の琉球研究』（台湾海峡学術出版社、二〇一七年）、『「辺境東アジア」のアイデンティティ・ポリティクス：沖縄・台湾・香港』（明石書店、二〇〇五年）、『沖縄住民のアイデンティティ調査（二〇〇五～二〇〇七）』（『政策科学・国際関係論集』琉球大学法文学部第九号、二〇〇九年三月）等

19) 汪暉の「琉球と区域秩序の两次巨変」（中国経済、二〇〇九年十一月）は一八七〇年代から一九四〇年代まで、戦争思想史の視点から、米英等の国の琉球問題に対する応対、東アジアにおける国際秩序の二つの大きな転換の過程を詳しく分析した。その中、カイロ会議の琉球問題、主に蒋介石日記の内容に対する分析で、また米中共同管理を主張する理由について「一以安米国之心；二以琉球在甲午以前已属日本；三以此区由米国共管比为我専有為妥也」と示した。

20) 林泉忠「開羅會議中の琉球問題：從「琉球条款」到「中米共管」之政策過程」（『亞太研究論壇』第六十四期、二〇一七年六月）琉球は一八七九年に日本に併合されたが、日清戦争（一八九四年）以前のことであった。

21) 汪暉「冷戦的予兆：蒋介石与開羅會議中の琉球問題——琉球：戦争記憶、社会運動与歴史解釈」（『開放時代』、開放時代雑誌社、二〇〇九年五月）

察し、戦後世界秩序の形成の理解に特別な視点を提供したが、論文では国民政府が琉球問題をめぐる討論及琉球を求めなかった理由に対する説明がなされていない。

その他、侯毅の「米中はカイロ会議において琉球問題をめぐる討論及影響」²²⁾に会議期間の米中会談を詳しく分析し、カイロ会議が琉球だけではなく尖閣諸島にも影響を与えたことを明らかにした。さらに米国国内で琉球に対する意見は一致しないことも示したが、蒋介石と国民政府が琉球帰属になぜこのような行動をしたか、その原因に対する考察は不足している。

石井明の「中国の琉球・沖縄政策—琉球・沖縄の帰属問題をを中心に」²³⁾において、中華民国の早期の琉球政策を分析した際、主に三品憲一郎「中華民国の対日戦後処理政策 1941—1943」²⁴⁾及び五百旗頭真『米国の日本占領計画』²⁵⁾を再検討した上で、中華民国の琉球政策は「琉球の非武装」であるという結論を示した。しかし、内容は主に先行研究を分析するものである。

そこで本稿は「中国第二歴史档案館」に所蔵されている蒋介石档案、抗战歴史文献研究会により出版された『蔣中正日記』、台湾国史館また米国のFRUSによって公開された公文書、会議記録、国民党档案、蔣中正總統档案などの資料を用いて、先行研究を踏まえた上で、蒋介石個人の琉球に対する認識の変化と国民政府の琉球問題についての対策を分析する。加えて蒋介石の主張に対する米国等の影響を考察することを通じ、カイロ会議期間に「琉球の回復」を求めなかった理由を明らかにする。

22) 侯毅「中米在カイロ會議上關於琉球問題的討論及其影響」(『中国辺疆学』社会科学文献出版社、二〇一七年十二月)

23) 石井明「中国の琉球・沖縄政策—琉球・沖縄の帰属問題をを中心に」(『境界研究』No.1、北海道大学スラブ研究センター、二〇一〇年十月)七—一九六頁

24) 三品憲一郎「中華民国の対日戦後処理政策 1941—1943」(防衛大学校総合安全保障研究科修士論文、二〇〇二年三月)

25) 五百旗頭真『米国の日本占領計画』(中央公論社、一九八五年)

一、蔣介石の琉球認識とその背景

1. 蔣介石の琉球に対する認識

中国の明・清と琉球国の間には、十四世紀から十九世紀にかけて約五百年にわたる冊封関係がある。琉球国は十九世紀末に日本に併合されると、清国に援助を求め、琉球帰属争議は日本と清国両国の外交の焦点になった。日本は一八八〇年に「琉球分島案」と「日清修好条規」の改定をリングとして、清国と交渉した。結局、清国は琉球分島案に調印せず、日本の琉球併合を認めなかった。交渉の決裂により琉球帰属問題は未解決となり、更に清の滅亡に伴い、日中間の懸案事項となった²⁶⁾。それゆえ、中華民国が一九一二年に建国され、特に蔣介石が主席に就任した後、中華民国国内に琉球奪回論が出たこともあり、国民政府は琉球に対する具体的な方案を打ち出した。そこで本章では、まず、カイロ会議開催までの蔣介石及蔣介石を中心とした国民政府関係者の言動を分析し、琉球に対する認識を確認する。

蔣介石が琉球の帰属問題について初めて公の場で言及したのは、一九三四年の「日本之声明和吾人救国要道」²⁷⁾ という講演である。この講演内容を理解するために、まず講演の前年である一九三一年に起きた「柳条湖事件（瀋陽事変）」²⁸⁾ から述べる。

26) 琉球分割条約の始末については、西里喜行『清末中琉日関係史の研究』（京都大学学術出版会、二〇〇五年）を参照。その第三章「琉球分割条約廃案後の日清外交と琉球問題」は、日清両方の「琉球分島案」及「日清修好条規」をめぐる交渉を詳しく説明した。

27) 「日本之声明和吾人救国要道」秦孝儀編（『総統蔣公思想言論集』巻十二演講、中国国民党中央委員会党史委員会、一九八四年）

28) 九・一八事変、柳条湖事変、柳条湖事件とも呼ばれている。一九三一年（中華民国二十年、昭和六年）九月十八日に瀋陽（元奉天）郊外の柳条湖で日本軍が南京満洲鉄道の線路を爆破した事件からはじまり、約五ヶ月間東北部区域を占領した。中国側研究者はそれを日中戦争の起点だと見なしている。

講演より前の「瀋陽事変（民国二十年九月至二十二年二月）一九三一年九月から一九三三年二月まで」²⁹⁾ という軍事档案の中で、蒋介石が琉球についてすでに触れていることが確認できる。蒋介石は一九二七年から「北伐運動」を指揮し、中国の軍事的リーダーになったが、このような重大な事件の記録には蒋介石の意図が含まれているのではないかと考える。琉球、東三省台湾が記録されていることから、初期の国民政府の立場をある程度窺うことができるのではないだろうか。軍事档案の内容は以下のように記述されている。

「……日本は明治維新以来大陸を侵略する政策が流行っていたが、まず私たちの琉球を奪い、一八九四年に起した日清戦争中、満州政府を脅迫し、朝鮮自主を承認させ、遼東半島を割譲させ……」³⁰⁾

档案の中に出ている「琉球」や「私たちの琉球」という呼び方と、後に蒋介石が出した「日本之声明和吾人救国要道」の中で使っていた言葉は一致する。このことにより、「瀋陽事変」中の記録は早期の蒋介石の立場を反映したものと理解していいだろう。

そして一九三四年四月二十三日、蒋介石は江西省撫州市で「日本之声明和吾人救国要道」という演題で講演を行った。そこでの琉球に関する部分引用すると以下の通りである。

「……独立の国家の国民になれ……東四省（遼寧省、吉林省、黒竜江省、熱河省）だけではなく、朝鮮、台湾、琉球……これら私達の固有

29) 「革命文献—統一時期編案概述」『蔣中正總統文物』（国史館 數位典藏号：〇〇二—一〇五〇〇—〇〇〇〇六—〇一〇）

30) 「……日本自明治維新以後盛倡大陸進取政策、首先奪我琉球甲午（公元一八九四年）中日之役復威逼滿清政府承認朝鮮自主割讓遼東半島……」前注参照

の領土も取り戻すべきだ」³¹⁾

これによると、蔣介石は朝鮮、台湾そして琉球を同等の地位に置き、古くから中国の領土だと考えている。ここでひとつ強調したいのは、講演で言及した琉球の順番であるが、「琉球」は第三位で朝鮮、台湾の後ろに置いている。それは後に蔣介石が書いた文献及び会議において発言した順序とは異なっている。また、かつての「琉球」は主権を持っている国であり、独立国であったが、「沖縄」はもはや国ではなく一県として日本に編入されていた。蔣介石は「沖縄」ではなく「琉球」という言葉を使い、日本が設置した「沖縄県」を認めなかったという立場を示しているのである。

蔣介石の琉球認識の当否はさておき、この講演をした背景及び琉球について言及した理由について少し触れたい。日本の外務省情報部長の天羽英二は一九三四年四月十七日の定期会見の際、記者団に対して、東アジアにおける日本の立場について非公式の談話を述べた。これは「天羽声明」と呼ばれており、原文は以下のようになっている。

「……日本ハ東亞ニ於ケル平和及秩序ヲ維持スヘキ使命ヲ全フスル決意ヲ有シテ居ルカ……故ニ支那ニシテ、若シ他国ヲ利用シテ日本ヲ排斥シ東亞ノ平和ニ反スル如キ措置ニ出テ、或ハ夷ヲ以テ夷ヲ制スルノ排外政策ヲ採スル如キ事アラハ、日本ハ之ニ反對セサルヲ得ナイ。他方例国側ハ於テモ、満州事變、上海事變カラ生シタ特殊ノ状態ヲ考慮ニ入レ、支那ニ對シテ共同動作ヲ執ラントスル如キ事アラハ、假令名目ハ財政的又技術的援助ニアルニセヨ、政治的意味ヲ帶フル事ハ必然テアツテ……從テ日本ハ主義トシテ之ニ反對セサルヲ得ナイ……」³²⁾

31) 「……当然是要做一个独立国家的国民！当然要使我们的国家由我们手裏復興起來！不僅是東四省的失地我們要取復，而且朝鮮，台湾，琉球……這些地方都是我們旧有領土，一尺一寸都要由我們手裏取回！凡是中華民國的國民……」前注二十八參照 筆者訳

この天羽英二の声明直後に、日本は欧米や中国から、アジア・モンロー主義³³⁾として、また中国の主権侵害として、強い非難が起こった。天羽英二は同年同月二十日に修正談話を発表し、中国の独立と権益を尊重し、列国の権利および門戸開放、機会均等主義の尊重を行なうと表明した。

この背景には、蒋介石が天羽の声明は謬論だという態度を明らかに示したことがあった。蒋介石は日本が中国を侵略し独占する野望をいだし、そして朝鮮や台湾などのように中国を日本の植民地とし、自由のない独立性を失った国家にすると考え、中国全土において警戒心を高めなければならないと国民に呼びかけていた。中華民国も、どの国でも関係国の同意を得られていない状況で、独断で他国の正当な権利に干渉することはできないと表明した。この発言は、講演の冒頭で「天羽声明」を否定してから、すぐに領土を取り戻すべきだと続けたことにより、講演全体の冒頭に位置付けられ、軍事上ないし国防に対し非常に重要な位置を占めていることがはっきりと伺えるものとなっている。

2. 蒋介石と宋子文³⁴⁾の琉球帰属に関する発言

「日本之声明和吾人救国要道」講演以外にも、蒋介石は国民党臨時全国代表大会が一九三八年に行われた際に「対日抗戦及本党前途」³⁵⁾と発言したことが記録されている。

全面抗日戦争は一九三七年七月七日にすでに始まっていたが、全国各地

32) 外務省編『日本外交年表主要文書一八四〇—一九四五』下(原書房、昭和四十一年)二八四、二八五頁

33) モンロー主義(Monroe Doctrine)はアメリカ第五代大統領モンローが一八二三年十二月二日発表したものである。簡単にまとめると、アメリカは欧米諸国がアメリカ大陸にある国家に対し介入することを反対する。詳しい内容は国務省の公開した米国の歴史と民主主義の基本文書 <https://americancenterjapan.com/aboutusa/translations/2393/#enlist> (二〇二四年七月六日最終閲覧)

34) 宋子文は中華民国南京国民政府の外交部長、政治家で、宋慶齡・宋美齡は彼の姉妹である。宋家三姉妹それぞれは孫文、孔祥熙、蒋介石と結婚した。

35) 「対日抗戦与本党前途」秦孝儀編(『總統蔣公思想言論總集』卷十五演講、中国国民党中央委员会党史委員会、一九八四年)

で行動していた蔣介石は、一九三八年四月一日武昌における臨時全国代表大会に出席した際に、「対日抗戦及本党前途」を発表している。

「……日本は明治以来、(中国)大陸を侵略する政策も定めたが、過去の日清戦争を通じ、私たちの台湾と琉球を占領し、日露戦争後、朝鮮を併合し、私たちの旅順と大連を奪い、大陸政策の最初の段階を完成した……」³⁶⁾

この大会でも、蔣介石は前の講演と同じように「琉球」という言葉を使っている。ただし、「琉球」を台湾の後ろに並べ、日清戦争で失った台湾と同様の歴史的地位に位置づけたと考えられる。しかし、琉球を含めた領土などの問題は当時は言論上に限られ、有効な交渉などはまだ行われていなかった。

また、外交部長の宋子文も公開の場で、琉球に対する自分の認識を示している。一九四二年十一月三日、外交部長宋子文は重慶における「戦後の領土」について、記者から質問を受けた。記者は「中国の領土が柳条湖事件以前の状態に回復するのか。それとも日清戦争以前の状態に戻るのか」³⁷⁾と聞いた。宋子文は「中国は東北四省、台湾、琉球を取り戻す、朝鮮は独立しなければならない」³⁸⁾と答えた。

また、蔣介石も日記の中(十一月九日)で、アメリカとの協議を立てた際に宋子文と一致する観点を持っていることを書いている。

36) 「……日本自明治以来、早就有一貫的大陸侵略計劃，過去甲午之戰，他侵占我們的台湾和琉球；日俄戰後，吞併了朝鮮，侵奪我們旅順和大連，就已完成了他大陸政策的初步……」前注参照

37) 「戦後中国的領土應恢復到什麼程度」『中央日報』一九四二年十一月四日付二版

38) 「中国应收回東北四省，台湾及琉球，朝鮮必須獨立。米國方面有一流行口号，即‘日本為日本人之日本’，其意指日本所侵据之地均應交還原主……」前注参照

「計画：一、対米会談の要旨及方案……三、対米事項：甲、長期間同盟（同盟国の関係を維持する）乙、東三省及旅順大連を全て中国に帰還させる 丙、台湾と琉球を中国に返還させる……」³⁹⁾

この中の第三項は「台湾、琉球を中国に返還させる」というものである。これから、琉球の帰属について宋子文は蒋介石と同じ立場を示していることが見て取れる。

公開の場において政府の代表者はこのように発言しているが、それは日中戦争が重要な一つの原因である。日中戦争の開始日について、中国では一九三一年九月十八日が開戦日と言われている⁴⁰⁾。したがって、「瀋陽事変」の記録、蒋介石の「日本之声明和吾人救国要道」の講演、それに「対日抗戦及本党前途」の発言や宋子文の答えなどは日中戦争が既に始まった後のことであった。日本帝国の侵略戦争に抵抗する中華民国のリーダーたちは、失った領土を取り戻すことを再三に宣伝し、民衆に愛国心を呼び掛け、団結を固めようと試みた。国内で国民政府の政権基盤を固めるものになるのではないかという目論見に合わせて、国際的に中国のこのような悲惨な状況を表明し、他国、特に米英の援助を獲得する意図が含まれていたのではないだろうか。

39) 「……予定：一、対米協商要旨与方案 二、楊端六任設計師 三、対米事項：甲、長期同盟 乙、東三省与旅大完全帰還中国 丙、台湾琉球交還中国 丁、要港海空軍基地共同設備（卅年爲期）戊、安南共扶 己、泰国仍予独立 庚、印度戦後独立 辛、緬甸与南洋各国共扶 壬、外蒙帰還中国 予以自治……」抗戦歴史文献研究会編『蔣中正日記』（抗戦歴史文献研究会、二〇一五年）

40) 日中戦争の開戦日について、中国側高校生向けの『中国歴史』（人民教育出版社、二〇〇七年）第十六課「抗日戦争」の中で、一九三一年「満州事変」の概要が記されているが、日中戦争の開戦日は一九三一年九月十八日である。日本側老川慶喜など十名編修の『詳説日本史』（山川出版社、二〇一六年三月）に、日中戦争の内容は一九三五年から書き起こされ、一九三七年の盧溝橋事件を契機として全面日中戦争に発展したと書いてある。

二、琉球帰属に関する議論と米英に対する配慮

1. 国防最高委員会国際問題討論会等の討論

中華民国の国防最高委員会は一九三九年二月に重慶に設置され、一九四七年四月に廃止された。この期間、国防最高委員会は国民政府の戦時最高政策決定機関として存在したと考えていい⁴¹⁾。国民党中央執行委員会に属する各部会、国民政府下の各部会、軍事委員会及びその下の各部会は、全て最高国防委員会の指揮を受ける。国民党総裁の蒋介石が委員長に就いた⁴²⁾。また「国防最高委員会組織大綱」により、「国防最高委員会委員長は党政軍のあらゆる事務について、通常の規定に照らさず、命令により処理する権力がある」⁴³⁾。蒋介石はこれらの行動を通じ、最高職権を把握し、党、政、軍を統一して指揮できた。

琉球の帰属問題が更に重視されるのは一九四一年の国際問題討論会の設置以降のことである。一九四一年六月十二日に蒋介石は国防最高軍事委員会秘書長の王寵惠⁴⁴⁾と、副秘書長の陳布雷⁴⁵⁾に、国際平和会議に関連する討論を指示した⁴⁶⁾。六月十三日、蒋介石の指令を受けた上で王寵惠は国防軍事委員会の内部に国際問題討論会を設置する準備をはじめた⁴⁷⁾。

41) 中国第二歴史档案館「国防最高委員会は抗日戦争時期党政軍の最高決策機関。1939年2月成立」(http://shac.net.cn/mgdacs/mgsqjgsz/201505/t20150511_2756.html 二〇二四年二月三日最終閲覧)

42) 常務委員は国民党の中央執行委員会常務委員、中央監察委員会常務委員、国民政府の五院院長と副院長、軍の軍事委員会委員、及委員長が提出して中央執行委員会常務委員会も同意した者である。執行委員会は中央党部秘書長、各部部長、訓練委员会主任委員、中央政治委員会秘書長、国民政府文官長、行政院秘書長、各部会部長、主任委員、軍事委員会正副參謀総長、各部部長、軍事參議院院長、軍法執行總監部办公厅主任、戦地党政委員会正副主任委員などからなっている。

43) 「国防最高委員会委員長、對於党政軍一切事務、得不依平時程序以命令為便宜措施」章紹嗣等編『中国抗日戦争大辞典』（武漢出版社、一九九五年）四〇九頁

44) 王寵惠、字亮疇、中華民国の国防最高委員会秘書長、外交部長であった。

45) 陳布雷、字彥及、「蔣中正之文胆」と呼ばれている。

46) 呂芳上『民国史論』第一卷（台湾商務、二〇一三年）一三二三四頁

王寵惠は討論会の主任を兼任し、他の成員も関連機関の実務責任者等からなっている。国際問題討論会は、戦後中国の国際情勢への対応、国家主権の回復、そして国際的な地位の獲得を目的に設置された。この会議は通常二週間毎に開催される⁴⁸⁾。八月に初めて開催されて以降、国際関係、外交及び対日戦争の戦後処理政策を含め、さまざまな国際問題を討論し、これを通じ、問題に対応する案が多く確定された。また、国際問題討論会の設置は同時期に国民政府の外交関係の専門組織、例えば、戦時外交資料整理研究委員会、外交専門委員会また外交部の類似組織を統合した。すなわち、国民政府の戦後外交政策の準備は国際問題討論会に一本化されたとと言えるだろう⁴⁹⁾。

琉球の帰属問題を初めて討論したのは一九四二年一月二十九日に行われた第五次国際問題討論会であった。会議に出席したのは司会を務めた王寵惠、報告者の王芃生⁵⁰⁾、楊雲竹⁵¹⁾、呉景超などであり、会議の内容は王芃生が起草した「解決中日問題之基本原則」⁵²⁾をめぐって討論することであった。以下は基本原則の一部分である。

「甲 主旨

以前の清算に対し、日清戦争以前の状態の回復をもって標準となす、わが領土の真正保全並びに太平洋の平和維持を期す

今後の規定に対し、(日本の)軍閥政府が復活しないことを前提と

47) 尤淑君「戦後台湾当局対琉球帰属的外交策略」(『江海学刊』、江蘇人民出版社、二〇一三年四月)

48) 祝曙光「王寵惠与朝鮮独立」(第十五届中国韓国学国際研討会、二〇一四年十月十七日)

49) 楊子震「国民政府の「対日戦後処理構想」——カイロ会談への政策決定過程」(『アジア近代史』第一四号二〇一一・三) 一〇四頁

50) 王芃生、本名王大楨、国民党軍事委員会問題研究所の中將主任、外交官であった。

51) 楊雲竹、中華民国外交部亜東司長であった。

52) 「解決中日問題之基本原則」中国第二歴史档案館編『中華民国史档案資料編』第五輯第二編外交一冊(南京江蘇古籍出版社、一九九七年)一〇一、一〇二頁

して、日本固有の領土の保全を尊重する

乙 領土条項の原則

- (一) 東三省及びその他の占領地区を取り戻すべきあり、占領された期間の各措置は丁項の規定に沿って処理する。
- (二) 台湾と澎湖列島も一緒に取り戻すべきであり、占領された期間の各措置も丁項の規定に沿って処理する。
- (三) 朝鮮は日清戦争前の版図を基準となし独立すべきであり、対日関係の清算並びに内政の建設について、外国の援助が必要であれば、中英米蘇より共同協力する。
- (四) 琉球は日本に帰属する。但し下記の両項の制限がある。
 - (1) 防備してはならない。併せて軍備委員会の設置する分会から監督を受ける。
 - (2) 琉球の人民について、差別待遇をしてはならず、一切を少数民族の原則に照らして処理すべきである。」⁵³⁾

基本原則の乙第四条により、琉球に関して非武装等の条件を付けた上で、

53) 甲 主旨

- (一) 對於既往之清算，以恢復甲午以前狀態為標準 期我領土之真正完整，並維持太平洋之和平
- (二) 對於未來之規定，在不使軍閥政府復活之條件下，尊重日本固有領土之完整

乙 關於領土條款之原則

- (一) 東三省及其他淪陷地區 應予收回其侵占期內各項措施，准丁項原則處理。
- (二) 台灣及澎湖列島，應同時收回，其侵占期內各項設施，亦准丁項原則處理。
- (三) 朝鮮應以甲午戰前之版圖，使之獨立，其對日關係之清理及內政之建設，有需外國援助時，有中英米蘇共同協議行之。
- (四) 琉球劃歸日本，但須下列兩項限制
 - (1) 不得設防，并有軍縮委員會設置分会加以監督
 - (2) 對於琉球人民，不得有差別待遇，一切應遵照少数民族問題加以解決

丙 關於政治條款之原則

廢除中日不平等條約 重新簽訂條約 清除日本軍閥勢力

丁 關於經濟條款之原則

戰後應根拠中國實際損失由日本政府予以賠償

前注參照

日本への帰属を認めたことがはっきりと見てとれる。これは以前の蒋介石、宋子文の琉球に対する主張と異なるものであり、国民政府の琉球帰属に対する意見は必ずしも一致していたとは言えない。またもう一つ注意すべきことは「以前の清算に対し、日清戦争以前の状態の回復をもって標準となす」である。日清戦争は一八九四年に起きていて、琉球は一八七九年の段階で日本に併合されていた。「日清戦争以前の状態の回復をもって標準」とするとの表現は中国にとって領土問題を解決する際、琉球を排除する(中国の領土として主張しない)意味を反映したものである。

一九四三年九月二日、第三十五次討論会において、浦薛鳳⁵⁴⁾により起草された「日本無条件降伏受理条項草案」をめぐって討論が行われ、呉国楨⁵⁵⁾は琉球を国際共同管理し共用の軍事基地とすることを主張した⁵⁶⁾。また王寵惠が琉球問題に「中国は海軍が不足しており、また地理上琉球は日本に隣接し、たとえ中国に帰属しても、負担になる」という観点を示した⁵⁷⁾。次の九月三〇日の第三十六次会议、十一月四日の三十九次会议に草案の内容がまた修正された。十一月十二日までに王寵惠が国防最高委員会秘書庁を通じて整理した最終の草案を蒋介石に提出した。以下に最終草案の一部分を引用する。

「第十五条 台湾及澎湖列島が中国に帰還する。第十六条 琉球群島が中国に帰属する。(注) 琉球群島の状況は台湾、澎湖列島と比べやや異なり、もし米英は異議を堅持すれば、当方は以下の二つの方法を考慮する。甲 琉球を国際組織に管理する 乙 琉球を非武装区域と

54) 浦薛鳳、国防最高委員会参事を歴任し、行政院副秘書長であった。

55) 呉国楨、一九四三年に中華民国外交部政務次長を担当する。

56) 前注四十七参照

57) 林泉忠「開羅会議中の琉球問題：從「琉球条款」到「中米共管」之政策過程」(『亚太研究論壇』第六十四期、二〇一七年六月) 六十九頁

する」⁵⁸⁾

蒋介石はこの草案を軍事委員会参事室に渡した。十六日に軍事委員会参事室がそれに基づいて整理した「於開羅會議我方應提出問題草案」⁵⁹⁾を提出した。この二つの草案において琉球帰属に関する処理方法はほぼ一致している。原文は以下のようになっている。

「六、日本は以下に列挙したものを中国に帰還すべきである、甲 旅順大連（両地における一切の公有財産及び建設など全部無償に中国に返還する）乙 南満鉄路及び中東鉄路（無償で中国に返還する）丙 台湾及び澎湖列島（両処における一切の公有財産及び建設などすべて無償で中国に返還する）丁 琉球群島（或いは国際管理とする、或いは非武装区域とする）七、朝鮮独立を承認する……」⁶⁰⁾

これにより、琉球帰属に対し、国民政府の対策は単なる「琉球の非武装化」ではなく、優先順位があると考ええる。中国への帰属は最優先に考慮することであり、米英が異議を唱えるなら、国際管理或いは非武装区域とするこの二つの方法を選択できる。

また、「琉球群島の状況は台湾、澎湖列島と比べやや異なる」は琉球の

58) 「日本無条件投降後応即接受遵辦之條款草案」[……第十五条 台湾及澎湖列島応帰還中国；第十六条 琉球群島応帰隸中国（附註）琉球群島比諸台湾及澎湖列島情形稍異如美英堅持異議時我方考慮下列兩種辦法 甲 將琉球劃歸國際管理 乙 劃琉球為非武装区域；第十七条 日本承認朝鮮依甲午戰爭前之版図獨立……]「对連国外交（一）」『蔣中正總統文物』（国史館、數位典藏号：〇〇二一〇八〇一〇六一〇〇〇一四一〇〇八）

59) 「カイロ會議に於いて我方が提出すべき問題の草案」筆者による翻訳。以下「カイロ會議に於いて我方が提出すべき問題の草案」を使う。

60) 「於開羅會議我方應提出問題草案」[……六 日本應將以下所列帰還中国 甲 旅順大連（両地一切公有財産及建設一併無償交与中国）乙 南満鉄路与中東鉄路（無償交還中国）丙 台湾与澎湖列島（両処一切公有財産及建設一併無償交与中国）丁 琉球群島（或劃歸國際管理或劃為非武装区域）七 承認朝鮮獨立……]「同盟国連合作戰：開羅會議」『蔣中正總統文物』（国史館、數位典藏号：〇〇二一〇二〇三〇〇一〇〇二三一〇一七）

位置づけに関する表現として、分析する必要がある。比較の対象は朝鮮ではなく、台湾澎湖列島である。琉球を台湾、澎湖列島のような中国の元の領土と比べることは、中華民国にとって自国と琉球は深い関係があった歴史を反映していた。国民政府の民族感情を体現した一方、「やや異なる」という語句を用いるのは現実に基づき、理性的に判断したことの表われである。「稍異」は以下の二つの点を表明した。まず、中国の一つの省である台湾と異なり、琉球が明清の朝貢国で独立国であったことを表明している点、独立国であった琉球の内政は、琉球人自身により決めることであると考えたことである。もう一つは一九四三年十一月十二日に草案が確定された日から六〇年経った点である。すなわち、琉球はすでに日本の管轄になり六〇年を超えた。もし中国に領有権があるとするならば、この主張は一八七九年の日本による「琉球処分」の本質と同一ではないだろうか。他国特に米英国がこの主張を聞いたら、中国の意図を疑うかもしれない。

2. 米国等の影響

蒋介石が琉球問題で米国を配慮する必要が出てきた大きな理由は、一九四一年十二月八日（現地時間では七日）の真珠湾攻撃を契機として、太平洋戦争が始まったからである。これから、米国も第二次世界大戦に巻き込まれ、米日両国が戦うことになった。米国の参戦は戦局をどんどん転換し、ファシズム国家の潰敗を加速した。国民政府は重要な役割を果たす同盟国の意図を考えなければならなくなった。

国民政府制定の草案が確定される前の一九四二年六月十七日、アメリカの外交官サービス⁶¹⁾は台湾と琉球帰属について中華民国外交部亜東司長楊雲竹に聞き、楊は以下のような意見を表明した。

61) サービス (John S. Service) 重慶におけるアメリカ大使館の三等書記官であった。

「琉球に関して、彼（楊）は戦争中、残念ながら、個人による戦争に関心を持っているため、誇張の声明などがあるのは避けられないと言った。問題の事実、沖縄の住民は中国人ではなく、中国人の住民は恐らく数十人しかない。かつて存在した朝貢関係すらほぼ八十年にもわたって完全に切れており、経済的にも戦略的にも重要ではなくなり、今では日本の領土の不可分の一部で、地理的にも日本と密接に関連している。したがって、彼は、外交部も中国政府の他の機関も琉球を中国に帰還することを企図していないと確信していた。」⁶²⁾

これらの内容を丁寧に見ていくと、「カイロ会議に於いて我方が提出すべき問題の草案」と一九四三年の「日本無条件降伏受理条項」の中の琉球の対応方法と異なることがわかった。それに、楊の話は実際に琉球帰属の選択肢が単一ではない必然性を暗示していた。

当時は日中戦争のため、中国国民の間で琉球を含めて領土を取り戻す主張が強くなり、サービスはこの現象に気づき楊雲竹に台湾と琉球についてを尋ねた。アメリカ駐中大使館書記官であるサービスのこの行動は米政府の意図を代表し探りを入れているのではないのかと考えられる。同日、米国駐中国大使ガウス⁶³⁾が国務省に次のような電報を送った。「国民政府立法院長の孫克は六月五日の演説で、戦後インドシナ、ビルマ、インドが

62) 「……Regarding the Liu Chius, he said that it was unfortunately inevitable during wartime that there should be exaggerated statements by private individuals concerning war aims; that the truth of the matter was that the people of the Liu Chius were not Chinese and the number of Chinese residents there probably were not more than a few tens, that the islands, which had only been tributary to China, had been entirely separated from it for almost eighty years; that they were unimportant economically and strategically, and that they were now in effect an integral part of Japan, to which they were geographically closely related. He was sure, therefore, that neither the Minister for Foreign Affairs nor any other part of the Chinese Government contemplated their return to China in a peace settlement……」 Service to Gauss, 17 June, 1942, Foreign Relation of the United States, 1942, China 七三三頁

63) Clarence Edward Gauss, 米国駐中国大使（一九四一年五月二十六日から一九四四年十一月十四日）

主権を回復すると予測し、国民党中央委員会秘書長呉哲誠は六月十二日の演説で、戦後ビルマは自由になると何度も宣言したが、それらの宣言は中国がアジア人民の指導者になる傾向にあることを反映した⁶⁴⁾

それだけではなく、八月四日に、ルーズベルト大統領の特使キュリー⁶⁵⁾は蒋介石と会談した際、国民政府に米国の懸念を伝えていた。「米国では戦後の中国が白人を排除した軍国主義国家になるのではないかという懸念を持っている人がいるため、虎を育てて危険な目に遭わせることを警戒しているのです。中国が米国のこの心理を解消するためには、民主主義を徐々に推進し、外国を排斥せず、「中国はアジアのリーダーである」という表現に特に注意すべきである⁶⁶⁾

米国だけではなく、英国が中国に対する懸念を持っていたとする表現もある。当時国民政府の駐英大使である顧維鈞は回想録に「英国は日本の脅威を消滅した後、中国がアジアにおける新たな脅威になるのではないかと心配している⁶⁷⁾」と記録している。

上述の記録により、米国等の懸念は蒋介石の対琉行動に影響を与える可

64) 「Sun Fo, President of the Legislative Yuan, in a speech on June 5 predicted that after the war "Indochina, Burma and India will regain their sovereignty" and Wu Te-chen, Secretary General of the Kuomintang, in a speech on June 12 several times declared that after the war Burma shall be free. These declarations are representative of Chinese tendency to consider that China shall be the leader of Asiatic peoples.] The Ambassador in China (Gauss) to the Secretary of State, Foreign Relation of the United States, 1942. China. (Washington Government Printing Office, 一九五六年)

65) キュリー、Lauchlin Currie。実はキュリーが中国に訪問した期間、共産党の周恩来は米国駐中国大使館二等秘書である John Paton Davies と連絡し、直接にキュリーと相談することを試みた。侯中軍「米軍延安觀察組与中共対米外交的転変」(『中共党史研究』中国党史出版社、二〇二二年七月)により、当時国民政府以外、中国共産党も米国政府と積極的に接触し、米国政府も中国国共両党の関係を重視することがわかった。

66) 「盖米国今有一部分人感觉戦後之 中国将爲軍国主義而排除白种人之国家, 故彼等持养虎贖患之戒心。中国欲消除米国此种心理, 最妥办法, 应逐渐向民主主義推進, 勿做排外之表示, 应用 '中国爲亞洲之領導' 等字句, 尤应小心」秦孝儀「中華民國重要史料初編——対日抗戰時期: 第三編戰時外交(一)」(台北中国国民党中央委员会党史委员会、一九八一年)七〇三頁

67) 「英国人担心在日本的威嚇消滅以後, 中国將成爲亞洲的新威嚇」『顧維鈞回憶錄』第五冊(北京中華書局、一九八七年)七十一頁

能性があると考えている。特に、米国特使キュリーの話によれば、米国内部は盟友国中国に対する立場は一致せず、信じない人もいることがわかった。それに、太平洋戦争中、国民政府は本国の領土主権の回復を積極的に主張すると同時に、アジア諸国の民族解放運動を推進している⁶⁸⁾。例えば、蔣介石がインド、朝鮮等の国家を訪問し、他国の独立運動を協力する態度を常に示した。この動きに対し、米英等の国家は中国が領土を拡大する意図を持っているのではないかを更に理解できた。それゆえ、外交官楊雲竹は「琉球を中国に帰還することを企図していない」と答え、米英をはじめとした同盟国を安心させる一方、一九四一年の「大西洋憲章」と一九四二年の「連合国共同宣言」を遵守する態度を示すという意図も含めていると考える。

もう一つの理由は国民政府が戦後、米国に頼り、軍事支援を求めたいという事情があることも看過できない。カイロ会議開催前の一九四二年に、ルーズベルトの招請に応じ、国民政府を代表する蔣介石夫人である宋美齡が米国を訪問した。一九四二年十一月から一九四三年七月まで米国滞在の間に、宋美齡と蔣介石は電報を通じて交流し、それは蔣介石の日記にも記録された⁶⁹⁾。病気治療の名目で渡米した宋美齡は、その間に治療の他、米国に軍事支援を求め、政治遊説を行う等の使命を担っていた。実際、宋が米国にいる間に中国の戦争状況を米国朝野に宣伝し、米国から中国への軍事援助を増やすことに成功した⁷⁰⁾。これらの行動を通じ、米国の支援を受けることとなり、戦争中の国民政府にとって非常に重要であっ

68) 太平洋戦争が勃発する前、蔣介石もインドまた他の国家の独立運動を援助した。一九四一年八月、蔣介石が重慶に訪問のインド独立運動家と会見し、一九四二年九月、蔣介石夫婦がインドに訪問した。一九四二年十二月、蔣が「援助朝鮮復国運動指導方案」を確認した。一九四三年七月二十六日、蔣は韓国臨時政府主席金九等と会見した。石源華「蔣介石と周辺国家民族独立運動的關係」(『世界知識』世界知識出版社、二〇一〇年九月)

69) 前注三十九参照

70) 曾静「論一九四三年宋美齡在米国的演講及其影響」(『理論月刊』、湖北社会科学雜誌社、二〇〇九年七月)

た。

本章により、国民政府は琉球の帰属について主に四つの説を立てていることが分かった。蒋介石と宋子文による中国帰属説、呉国楨による国際共管の軍事基地説、王寵惠と王芄生による条件付きの日本帰属説、楊雲竹による日本帰属説。カイロ会議直前に中国が提出すべき問題の方案を定め、琉球群島を中国に返還或いは国際管理或いは非武装区域とするという三つの処理方法が列挙された。しかし、一九四一年以降、米英等の同盟国と共同作戦を行う国民政府は琉球の処置を考えた際、彼らのことを考慮しなければならない。自国が領土不拡大の原則を遵守し他国の誤解を避けて、特に同盟国の米英国を安心させるのは国民政府にとって重要なことである。したがって、あらかじめいくつかの方案を作り、カイロ会議の場で最終的に最良の方策を選択する余地を残しておいたということである。

三、『蒋介石日記』とカイロ会議

1. 日記から見る琉球認識

蒋介石はいくつかの方案を既に用意していたにもかかわらず、なぜカイロ会議において、自発的に琉球問題を提出しなかったのか。この内因を解明するためには、蒋介石の個人的な心情などを伝える「蒋介石日記」（以下「日記」と略す）を加えて分析する必要がある。「日記」で蒋介石は戦争の情勢に基づき、琉球の軍事的地位また帰属問題などに関する考えを多く書き記している。ここでカイロ会議開催前の「日記」より琉球の形勢を窺うことのできる部分について以下に引用する。

「……ルーズベルトの声明は実際に我々に極めて不利だ。三年間、我が国が用いた戦略はほとんど破られた。これにより、日本はソ連を攻

めることが出来なくなり、ソ連は単独でドイツの侵略に抵抗できた。
しかし、苦しむのは中国だけである……」⁷¹⁾

以上は「日記」一九四三年一月九日の記述であり、その内容は、第二次世界大戦中に東アジア地域で中国が果たした役割と中国の境遇についての蒋介石の認識だった。彼にとって、東アジア地域における日本との戦争で中国が払った犠牲は大きかった。ルーズベルトは対日戦略を発表したが、これは即ち日本との海戦を放棄し、中国を主戦場にするのであった。太平洋戦場において、日本はガダルカナル島を放棄し、軍隊を撤退することにした。それと同時に、ソ連軍はドネツ川を超えドイツ軍を反撃したことに当たって、蒋介石はこの時が時局の大きな転換期だと思っていた。しかし、ルーズベルトの声明、いわゆる「先欧後亜」の戦略に対して、蒋介石はこれが中国に極めて不利だと思った。東アジア戦場において中国が日本の主な兵力を牽制したため、日本はソ連を攻めることが出来なくなった。だから、ソ連は単独でドイツの侵略に抵抗できた。

これらを踏まえると、米、英、蘇、中は同盟国である一方、協約国に対抗する戦略に差異が存在していたと考えられる。それゆえ、第二次世界大戦の戦後問題を中心とするカイロ会議と同じ立場に立っている三カ国の首脳が実際に最大の利益を勝ち取るように努力した。この背景には、中華民国が琉球をどのように位置付けるかが蒋介石にとって非常に重要であり、彼が同年書いた文献にもその認識を垣間見ることができる。

一九四三年に蒋介石は『中国之命運』⁷²⁾を書き、三月に出版した。その中で中国の国防をめぐって以下のように論述した。

71) 「民国三十二年二月十四日……「羅斯福總統之聲明，實於我最為不利，三年以來，我國所運用之戰略，幾乎全被破壞，而此結果，使日不敢攻俄，使俄能單獨對德，所苦者惟中國也」前注二十五參照二七頁

72) 蔣介石『中国之命運』（重慶正中書局、一九四三年）

「国防の需要を以て論ずれば、上述の完整なる山河系統は、若しその中の一個の区域が異族に占據せらるれば、全民族、全国家がその自衛上の天然の屏障を失ふことになる。河、淮、江、漢の間、一處として鞏固なる邊防となるべからざるはなく、台湾 澎湖 東北四省 内外蒙古 新疆 西藏、一處として民族生存保衛の要塞でないものはない。これらの地方の割裂は、ただちに中国国防の撤除である」⁷³⁾

内容を見ると、中国の国防についての話であるが、琉球にあまり関係がないように思われる。しかし、一九四三年の原本と、一九四四年以降に再版した増訂本とではこの部分が異なっており、琉球との関連を確認することができる。解題のところで、訳者は次のように書いている。「原書は一九四三年三月十二日孫文逝世記念日に重慶正中書局から賣出され……而して蔣氏はこの間更に省察を加へた結果、陳布雷氏に増訂本を公けにした。第一版に比し十数頁を増し、新しい数字等が加へられている。本訳の底本はこの増訂本である」しかし、翌年一九四四年一月に増訂版が出版された際、この段落の「台湾」の前に「琉球」が加えられた。その原文は以下の通りである。

「国防の需要を以て論ずれば……琉球台湾 澎湖 東北四省 内外蒙古 新疆 西藏、一處として民族生存保衛の要塞でないものはない。これらの地方の割裂は、ただちに中国国防の撤除である」⁷⁴⁾

73) 「以国防的需要而論，上述的完整山河系統，如有一個區域受異族的占據，則全民族全國家，即失其自衛上天然的屏障。河淮江漢之間，無一處可以作鞏固的邊防，所以台灣，澎湖，東北四省，内外蒙古，新疆，西藏，無一處不是保衛民族生存的要塞。這些地方的割裂，即為中国国防的撤除。」前注參照 第五頁。波多野乾一訳『中国の命運』（日本評論社、一九四六年）十二、十三頁

74) 「以国防之需要而論……所以琉球，台灣，澎湖，東北，内外蒙古，新疆，西藏無一處不是保衛民族生存之要塞，這些地方之割裂，即為中国国防之撤除。」蔣介石『中国之命運』（台北正中書局、一九五八年）六、七頁

カイロ会議以前に発行された初版に「琉球」の文字はなかったが、カイロ会議終了後に、「琉球」の文字は加えられており、カイロ会議の影響を受けた可能性もあると考える。これに基づき、蒋介石の対琉意図は「琉球」の加筆という変化により反映され、彼の琉球、台湾などに対する意識は、中華民族が生存するための要塞であり、中華民国の国防と密接に関連するものであるという認識が見える。

続いて「日記」の一九四三年の琉球に関する記述から、蒋介石の琉球認識を分析する。

「民国三十二年一月二十五日

蔣夫人からの電報、昨日ルーズベルト大統領と会談した状況を述べた。原電……（二）戦後問題について、琉球群島、満洲及び台湾、将来中国に帰還すべき、香港主権を中国に帰属すべき、自由港となれるが、朝鮮独立は米中が共同担保する」⁷⁵⁾

「三十二年十月二十四日補記

去年夏、妻とルーズベルト会談の要点。甲、東三省、旅順、大連及び台湾、琉球を中国に帰還すべき、これらの地域における海空の軍事的根拠地は米国と一緒に使用できる……」⁷⁶⁾

75) 「民国三十二年一月二十五日 蔣夫人電陳昨与羅斯福總統談話情形。原電……（二）關於戰後問題，琉球群島，滿洲及台灣將來應歸還中國，香港主權應屬中國，但可劃定為自由港，朝鮮獨立可由中米共同担保。羅斯福總統並表示，戰後將在中國投資供給機器，助我建設。」秦孝儀編『總統蔣公大事長編初稿』（中國國民黨中央委員會党史委員會／中正文教基金會，一九七八年／二〇〇二年～二〇〇八年）卷五上二八六、二八七頁

76) 「三十二年十月二十四日補記 去年夏，妻与羅談話要点。甲，東三省，旅順，大連与台灣，琉球須歸還中國，惟此等地方海空軍根拠地，准許米國共同使用」前注三十九參照 一九四頁

「三十二年十一月十五日

琉球と台湾は我が国における歴史的な位置が異なる。琉球は一王国であり、その地位は朝鮮と相等し、ゆえに今回の提案では琉球問題について取り上げないことにする……注意、チャーチルと会話する時、米、英、中三国に関わらない問題は提出しない方がいい。もし米国が香港問題、チベット問題、南洋華僑問題に言及すれば、既定原則に照らすが、彼らと論争しない。もし彼が同意しなければ、暫く懸案にする」⁷⁷⁾

ここに引用した三つの日記により、約一年間の蒋介石の琉球に対する認識の変化が見られる。それに、上記一九四三年一月二十五日の電報中戦後問題に関する箇所に、「琉球群島、満洲及び台湾、将来中国に帰還すべき」という言葉が記載されたことと、十月二十四日の日記に「甲、東三省、旅順、大連及び台湾、琉球を中国に帰還すべき、これらの地域における軍事的根拠地は米国と一緒に使用できる」という一文があり、国民政府を代表した宋美齡は琉球を中国に返還させようとする立場に立っていることに疑いはない。

また、日記に記された琉球返還をめぐる認識はおおよそ一致していると言えるが、細かい差異もある。一月の記録では「返還すべき」ということだけを述べており、その後十月には「海空の軍地根拠地は米国と一緒に使用できる」という条件を加えた。そして、十一月十五日になると、日記には「琉球と台湾は我が国における歴史的な位置が異なる」という判定が記載され、ここで大きな転換が起こっている。蒋介石は琉球の地位が朝鮮と相

77) 「三十二年十一月十五日 琉球与台湾在我国歴史地位不同，以琉球為一王国，其地位与朝鮮相等，故此提案，对琉球問題決定不提……注意一对邱吉爾談話，除与中，美，英有共同關係問題外，皆以不談為宜。如米国從中談及港九問題，西藏問題，南洋華僑問題等，則照既定原則應之，但不与之爭執。如其不能同意，暫作懸案」前注三十九參照 一五八頁

等しい、独立の国であるという認識を持っており、結局は今回の提案で琉球問題を取り上げないことにした。それにより、蒋介石の琉球問題に対する消極的な姿勢を指摘することができる一方、一九四三年十一月の「カイロ会議に於いて我方が提出すべき問題の草案」の中にある「日本は琉球群島（或いは国際管理とする、或いは非武装地域とする）を中国に帰還すべき」という方案と異なっていることがはっきりと見える。故に、琉球の帰属に対し、国民政府が制定した方案と異なり、蒋介石は琉球を取り戻したい一方、国際情勢上、返還の可能性が低いことも意識していた。

2. カイロ会議における首脳間の談話

蒋介石が琉球の帰属に対する様々な考えを実践に移したのはカイロ会議であった。カイロ会議は一九四三年十一月二十三日から二十六日にかけて行われた戦時中の首脳会議で、米国のルーズベルト大統領、英国のチャーチル首相、中国の蒋介石主席及びそれに随行した軍と政府の要員などが参加した。

カイロ会議開催の初日である一九四三年十一月二十三日の夜、蒋介石とルーズベルトは会談した。会談では琉球の帰属問題が言及された。この会談について蒋介石は日記にまとめ記録に残しているので、以下、二十三日の日記を引用したい。

「三十二年十一月二十三日

……日本将来の国体問題 二、共産主義及帝国主義問題を重点に……
三、領土問題について、東四省と台湾、澎湖列島は中国に帰還すべき、琉球だけを国際機構より委託し、米、中共同管理となる。これを私より提出したが、(三つの理由がある) 一、米国を安心させる 二、日清戦争以前、琉球はすでに日本に帰属した 三、(琉球を) 我々だけ

ではなく米国と一緒に共同管理したほうがいい……」⁷⁸⁾

「日記」では、琉球の帰属について、蒋介石は琉球返還と条件付きの返還ではなく、米中による共同管理という案をルーズベルトに提出した。同日の米国側の記録も残っており、そこでは琉球について以下のように記されていた。

「そして、米大統領は琉球問題に言及したが、(蔣)に中国は琉球を望んでいるのかと二回以上聞いた。蒋介石は琉球を中国と米国と共同で占領することに同意するが、最後、(琉球)を国際組織の信託統治の下に置き、中米より共同管理することを答えた」⁷⁹⁾

この米国側の記録から新たなことが明らかになった。それは琉球帰属の話題が蒋介石ではなくルーズベルトから先に提出されたということである。ルーズベルトは自発的に琉球帰属について蒋介石の意図を聞き、これと前述の米国の外交官サービスが台湾と琉球帰属について中華民国外交部亜東司長楊雲竹に聞いた状況とは似ているのではないだろうかと考えた。これからみれば、同盟国間で相手の意向を探ることを注意するのは重要である。

蒋介石の答えは、実質的に「望んでいない」「望んでいる」というのはっ

78) 「三十二年十一月二十三日…… (一) 日本未來之國體問題 (二) 共產主義與帝國主義問題為重心…… (三) 談領土問題 東北四省与台湾, 澎湖列島应皆歸還中国 惟琉球可由國際機構委托 中米共管此由余提議一以安米國之心二以琉球在甲午以前已属日本三以此区由米國共管比歸我專有為妥也 四日本對華賠償問題 七朝鮮獨立問題……」前注三十九參照 一六七頁

79) 「The President then referred to the question of the Ryukyu Islands and enquired more than once whether China would want the Ryukyus. The Generalissimo replied that China would be agreeable to joint occupation of the Ryukyus by China and the United States and, eventually, joint administration by the two countries under the trusteeship of an international organization.」Chinese Summary Record, November 23, 1943, Foreign Relations of the United States: Diplomatic Papers, the Conference at Cairo and Teheran, 一九四三年、三二三～三二五頁

きりと分かる答えではなく、米中共同管理という曖昧な返事で答えた。つまり、琉球に対して蒋介石は放棄或いは断るのではなく、日本から分離するという方法が適当だった。では、一方何故国内における中国の帰属説を宣伝し、実際にこのように要求していなかったのだろうか。前章で述べたように英中の関係も蒋介石の対琉態度に影響を与え、この点は「日記」にも反映されている。

「日記」によると、二十三日ルーズベルトと会談してから、翌二十四日の夜にチャーチル首相にも会ったが、蒋介石のルーズベルトに対する信任の態度とは全く異なった。以下は蒋介石夫婦が二十四日にチャーチル首相の宴会に出席した後に書いた日記である。

「十一月二十四日……夜、チャーチル首相の宴会に行ったが、宴会中（チャーチル首相）と夫人よく笑い話を言い、夫人は皮肉たっぷりに対応した」

十一月二十五日……最近、チャーチルに四回会ったが、（彼は）アングロサクソン民族の典型的な人物で、英国式の政治家である。チャーチルの思想、精神気迫及び人格などはルーズベルトと比べものにならない。狭隘、狡猾、利己、頑固……」⁸⁰⁾

「日記」で書いているように、カイロ会議期間、蒋介石はチャーチルにも会った。彼はチャーチルの思想、精神気迫及び人格などはルーズベルトと比べものにならないと考えた。ここに蒋介石の対米と対英の態度の差異

80) 原文は以下の通りである。「本（廿四）……晚応邱首相之宴，在宴会中与夫人多談笑話，夫人更以讥刺对之。十一月二十五日 昨晚到邱寓後宴会之前…日来已与邱相見已有四次之多，認定其為英国式之政治家，實不失為昂克尔塞克遜民族之典型人物，而其思想与精神气魄以及人格則決不能与羅總統同日而語矣。狭隘浮滑，自私頑固八字尽之矣」前注三十九參照 一六七、一六八頁

がはっきりと見える。英国と米国は中華民国にとって同じ同盟の役割があったが、蒋介石がルーズベルトを称賛する態度と全く異なり、チャーチルを信用していなかった。その理由は、主に一九四三年英国と中華民国の間に香港を含めて行なわれている領土争議がまだ解決していなかったからである。また、中華民国は総力的に対日作戦を実行していた。英国と日本は一九四〇年七月十七日に、「英日関与封鎖滇緬公路的協定」⁸¹⁾を調印した。滇緬公路の三ヶ月間の封鎖は中国にとって武器、弾薬などの輸入が困難になり、非常に不利だった。中国を支援した米国と異なり、蒋介石の抱くチャーチルへの不信感が琉球帰属問題ないし中国国土問題に制限を生じさせたのである。再三に考量した上で、ルーズベルトに「米中共同管理」という回答で対応した。しかし、蒋介石のこの認識は客観的ではないか、米国への信頼は第二次世界大戦が終わった後、琉球の帰属問題の解決に役立つのではないか。今後これらの疑問を探求する必要もあると思う。

3. カイロ宣言発表と蒋介石の会議発言

四日間の会議が終わった後、十二月一日に三カ国が公布したカイロ宣言では琉球について言及されていなかった。

「右同盟国ノ目的ハ日本国ヨリ千九百十四年ノ第一次世界戦争ノ開始以降ニ於テ日本国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剝奪スルコト竝ニ満州、台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盗取シタル、一切ノ地域ヲ中華民国ニ返還スルコトニ在リ 日本国ハ暴力及貪欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ」⁸²⁾

81) 「英日関於封鎖滇緬公路的協定」は中国の雲南とビルマの通路を閉鎖に関する米英間の協定である。

会議の後、蒋介石は帰国し、十二月二十二日に開催した国防最高委員会第一百二十六次常務會議で、琉球の位置づけに対する認識を以下のように述べた。「台湾、澎湖列島と琉球の状況が異なり、台湾と澎湖列島は一八九五年に日本によって占領され、琉球は一八九五年以前日本によって占領された。したがって、琉球を回復することを主張しないが、台湾、澎湖列島我々は回復を主張する必要がある」⁸³⁾

これは十一月に制定した「日本無条件降伏受理条項最終草案」と十一月十五日に自身が書いた日記に記されている通り、琉球に対する考えはほぼ同じであることが分かった。また、ここに時間の制限についての表現があり、これと一九四二年一月二十九日の「解決中日問題之基本原則」の主旨「以前の清算に対し、日清戦争以前の状態の回復をもって標準となす、わが領土の真正保全並びに太平洋の平和維持を期す」を規定した時間に関する制限は同じである。

また、蒋介石は「第一、中国には海軍がなく、戦後二十年三十年以内、海上には（統制）やはりしかたない。第二、米英の疑念を引き起こしやすい。したがって、中国は琉球の返還を堅持しすぎる必要はない。しかし、琉球は太平洋の重要な軍事拠点であるため、中国は関与せざるを得ない。何と無く、日本を占領させることはできない」⁸⁴⁾と述べた。このことから、海軍の不在と米英が疑念を抱くことへの危惧という二つの要因も蒋介石の対琉選択に影響を与えたことがわかった。特に琉球の管理に対し中国がも

82) 前注三参照

83) 「台湾、澎湖与琉球の情形不同、台湾、澎湖是在一八九五年被日本占去的、而琉球於一八九五年以前即被日本占去。故對於琉球 可以不堅持主張收回、但對於台湾、澎湖是定要主張收回」国防最高委員会第一二六次常務會議記錄（中国国民党中央党史委員会、一九九五年）八二五、八二六頁

84) 「第一因為中国沒有海軍、就是戰後 20、30 年之內、中国在海上都還是沒有辦法；第二恐引起英美的懷疑。所以、中国對於收回琉球不必過於堅決。但因為琉球是太平洋的重要軍事拠点、中国不能不過問、無能如何、不能再讓日本占領」前注参照

っている実力、主に軍事力の状況を意識した。

しかし、公布したカイロ宣言の中で琉球に対して中国の主張には言及していない。「日本国ハ暴力及貪欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ駆逐セラルベシ」という規定に、琉球がその地域に含まれるかどうか明確にされておらず、この結果はやはり国民政府の失策だと思われる。さらに、宣言中にある規定により、略取した地域には一九一四年以降という時間の限定があり、清国より盗取した地域を中華民国に返還し、琉球国が排除されたのである。中国は琉球を要求する国際法上の法理権をその時点で徹底的に失ってしまった。

それに、一九四五年に米英ソ仏中等同盟国が公布した「ポツダム宣言」に「カイロ宣言ノ條項ハ履行セラルヘク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九州及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ局限セラルヘシ」⁸⁵⁾この規定にカイロ宣言の重要性を強調したが、琉球の帰属について又も言及していない。これは同盟国の間で琉球帰属問題に対する意見が統一されていないことを反映した。これ以降、琉球帰属の争議が続いた。

おわりに

蒋介石は一九二八年に中華民国南京国民政府主席に就任して以降、国内の琉球奪回論の高まりに対応して、琉球帰属問題に対する具体的な対策を立てる必要があった。それ故、一九四三年のカイロ会議に至るまで、蔣政府は琉球問題についてのいくつかの案を用意した。しかし、蒋介石はカイロ会議期間中のルーズベルトとの会談においても、「琉球の回復」を求めなかった。本論文ではその理由について検討してきたが、次のようにまとめたい。

85) 外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻(原書房、一九六六年)六二六頁

まず、蒋介石の琉球の位置づけに対する意識が変化したことである。蒋介石の一九三四年の琉球を取り戻すという講演、一九三八年会議における琉球回復の発言、さらに宋子文記者に対する琉球回復の言論の答えなど一連の発言や行動と、またカイロ宣言が出された時点までの日記及び蒋介石と宋美齡の往來電報から、蒋介石の対琉意識が当初の断固取り戻すという姿勢から、条件付きの中国帰還となり、最終的にカイロ会議では琉球問題を取り上げないというふうに変化したことが確認できた。琉球の位置づけに対するこのような意識の変化が、「琉球の回復」を主張しなかった一つの理由となったと考えたい。

次に国民政府が琉球帰属問題に対し定めた方案との関連である。国民政府内における琉球帰属問題についての考え方として、主に蒋介石と宋子文による中国帰属説、呉国楨による国際共管の軍事基地説、王寵惠と王芃生による条件付き（非武装地域）の日本帰属説、楊雲竹による日本帰属説という四つの説があることが確認できた。国民政府はカイロ会議直前、中国が提出すべき問題の方案に琉球群島を中国に返還或いは国際管理或いは非武装地域とするという処理方法を最終的に確定した。言い換えれば、琉球帰属についてカイロ会議前後国民政府は、琉球を日本より分離することを基本的な目的として、三つの優先順位がある方案となった。そして、カイロ会議に出席した蒋介石が琉球帰属と関わる問題を会議する際、この方針で交渉に臨んでいた。それに、カイロ会議で蒋介石が行った米中共同管理の提議は、琉球を日本より分離するという国民政府の基本的方針の目的に背くものではなく、解決方案の枠組内の結果である。

そして、米国への配慮である。米国外交官サービスと楊雲竹の会話、大統領特使キュリーの話等、また国民政府が周辺国家を支援する行動を合わせて考えると、国民政府が琉球帰属に関する策略を定める時、参戦後重要な役割を果たした米国の立場を無視することができなかつたことは明らか

である。そのため、中国は領土不拡大の原則を遵守することを米英国に示し、他国の誤解を避ける必要があった。そのため、カイロ会議期間米国大統領ルーズベルトと会談した時、蒋介石は米中共同管理と答え、「琉球の回復」を主張しなかったのである。

ここまでの検討を整理すれば、「琉球の回復」を主張しない主な理由は以下のようにまとめることができる。①蒋介石の琉球の位置づけに対する認識。会議まで蒋介石が琉球国は一八九五年以前にすでに日本に占拠され、これらの戦争により失った台湾、澎湖等の中国固有の領土と異なったことを意識したこと。②米英国の影響を考量したこと。琉球は中国の国防に対し重要である一方、太平洋における重要な軍事拠点でもあり、もし中国が「琉球の回復」を要求すれば、領土拡大の野心を持っていることが米英国に疑われる恐れがあり、国民政府が行っていた他の国家の解放運動を推進する行動が、更に米英等同盟国間の誤解を引き起こしかねないこと。③また、米中共同管理という提案は、琉球を日本より分離する国民政府の基本的な目的に背かず、解決案の枠組内にあったということ。④国民政府の軍事力は弱く、宋美齡の訪米期間に軍事支援を求めて米国に依存していたこと、特に海軍がないことを蒋介石が強く意識したこと。

これらを総合して考えれば、蒋介石はカイロ会議のルーズベルトとの会談中、現実的妥協に基づいて「琉球の回復」を要求しなかったものの、それをもって、「琉球の回復」を望んでいなかったとまでは言えないだろう。「琉球の回復」を要求しなかったという国民政府の選択は、日本の国力を弱くし、長期の戦争で被害を被った自国利益の最大化を実現することを目指したもので、蒋介石の米中共同管理という提議は、琉球を日本より分離する目的に合致したものでもあった。しかし、「琉球の回復」を要求しなかったという現実的妥協の結果、カイロ会議において琉球帰属問題は解決しなかった。また、蒋介石の提案した琉球の米中共同管理も実現せず、逆

に米国の介入により琉球帰属問題は未解決のままとなった。そして、琉球問題は戦後の東アジアにおける懸案にもなったのである。